

建設業許可の手引き

この手引きは、国土交通大臣許可（中部地方整備局）の建設業者を対象にしています。

国土交通省中部地方整備局
建政部建設産業課

令和2年10月

【令和2年10月 変更のポイント】

1. 常勤役員等（経営業務の管理責任者）の要件が変更されました。 (P 4)
2. 「適切な社会保険に加入していること」が、許可要件に追加されました。 (P 8)
3. 個人情報保護の観点から、健康保険被保険者証のコピーを提出される際は、被保険者記号・番号部分にマスキングを施してご提出をお願いいたします。
(P 11)

目次

I. 建設業の許可の概要について	
1. 建設業の許可とは	1
2. 「国土交通大臣」と「都道府県知事許可」の区分	1
3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分	2
4. 許可業種の区分	2
5. 許可の有効期間	3
II. 許可の要件について	
1. 「許可要件」「欠格要件」とは	3
2. 常勤役員等	4
3. 専任技術者	5~6
4. 誠実性	7
5. 財産の基礎等	7
6. 欠格要件	8
7. 適切な社会保険に加入していること	8
III. 許可申請の手続きについて	
1. 「申請区分」と「手数料」	9
2. 申請書類等①（法定書類）	10
3. 申請書類等②（確認資料）	11~12
4. 「申請の方法」と「標準処理期間」	13
5. 申請書等の「提出部数」と「提出先」	13
IV. 変更等の届出について	
1. 届出が必要となる場合と提出書類等	14~16
2. 届出の方法	16
3. 届出書等の「提出部数」と「提出先」	16
V. その他	
1. 許可証明書の交付について	17
2. 参考法令・通達等	17
3. 申請書類等の閲覧	18
4. 個人情報の取扱いについて	18
VI. 資料	
別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表	19~22
別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧	23~28
別紙③ 指定学科一覧	29
別紙④ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧	29

手引きに関するお問い合わせ先

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL: 052-953-8572 FAX: 052-953-8606

国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課 建設業係

I. 建設業の許可の概要について

1. 建設業の許可とは

「建設業」とは、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。建設業を営もうとする者は、建設業の許可を受けなければなりません。ただし「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてよいこととされています。【法第3条第1項】

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額（※）が

- 「建築一式工事」の場合 → 1,500万円に満たない工事 又は 延べ面積が150m²に満たない木造住宅工事
- 「建築一式工事以外」の場合 → 500万円に満たない工事

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料価格が含まれない場合においては、その市場価格及び運送費を加えた額とする。

2. 「国土交通大臣許可」と「都道府県知事許可」の区分

取得する建設業許可が国土交通大臣許可（以下「大臣許可」）となるか、都道府県知事許可（以下「知事許可」）になるかは、各事業者による営業所の配置状況により許可が区分されます。【法第3条第1項】

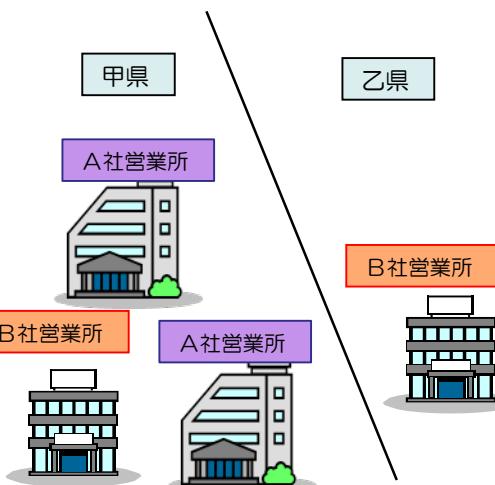
国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設けて営業しようとする場合

都道府県知事許可

1つの都道府県のみに営業所を設けて営業しようとする場合

この場合、A社は甲県の知事許可、B社は国土交通大臣許可になります。



【営業所】とは

- 「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。

「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは、契約書の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実質的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。

- また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合も、ここでいう営業所となります。

ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。

- 許可を受けた業種について軽微な建設工事のみを行う営業所についても法に規定する営業所に該当します。《建設業許可事務ガイドラインについて 参照》

I. 建設業許可の概要について

3. 「一般建設業」と「特定建設業」の区分

建設業の許可は以下のように一般建設業と特定建設業に区分されています。【法第3条第1項】

特定建設業許可

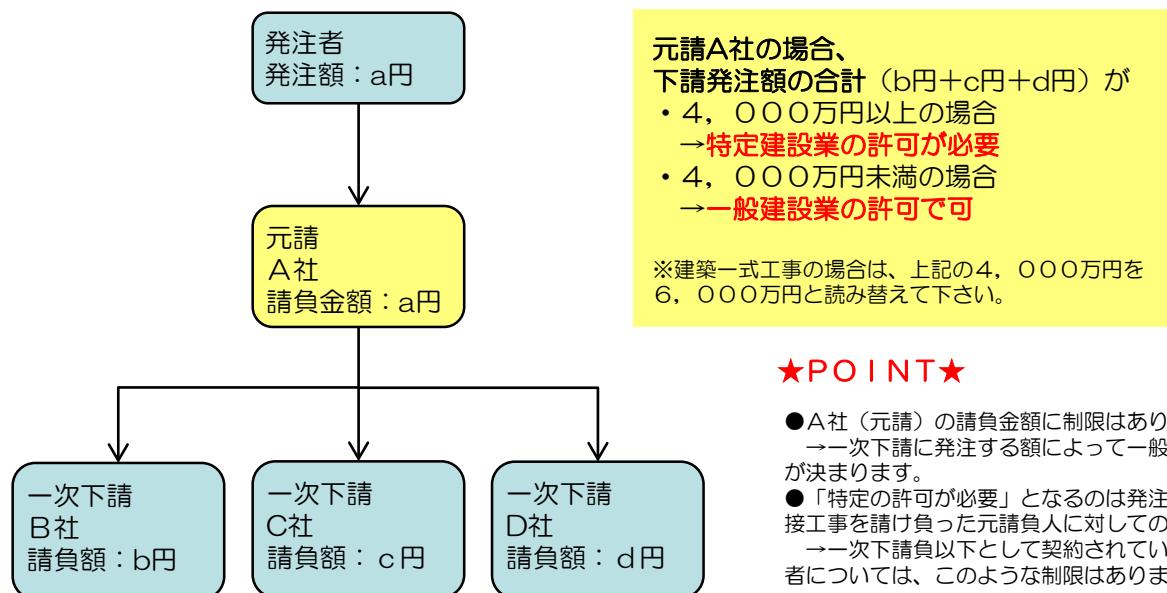
発注者から直接請け負う1件の工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に下請契約が2以上あるときは下請代金の総額）が**4,000万円以上**（※）となる下請契約を締結して施工しようとする場合に必要となる許可。

※建築一式工事の場合は6,000万円以上。

※消費税及び地方消費税相当額を含み、発注者が提供する材料等の価格は含まない。

一般建設業許可

特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可。



4. 許可業種の区分

建設業の許可は、29の建設工事の種類ごとに受けなければなりません。各業種ごとに一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができます。大きく分けて2つの一式工事業と27の専門工事業があります。【法第3条第2項】※詳しくは、業種区分一覧表（別紙①P19～22）をご覧下さい。

区分	建設工事の種類				建設工事の内容
一式工事 (2業種)	土木一式工事 建築一式工事				大規模又は施工が複雑な工事を、原則として元請業者の立場で総合的にマネジメント（企画、指導、調整等）する事業者向けの業種
専門工事 (27業種)	大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 外装・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事	鉄筋工事 ほ装工事 しゆんせつ工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事	熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事	工事の実施工を行なうために必要な業種	

I. 建設業許可の概要について

5. 許可の有効期間

- 許可の有効期間は、許可日から**5年目**を経過する日の前日をもって満了となります。
- 引き続き建設業を営もうとする場合は、**有効期間が満了する30日前までに更新の許可申請書を提出しなければなりません。**（この日が行政庁の休日に該当する場合は直後の開庁日までに提出）【法施行規則第5条】
- 更新の許可申請書を提出している場合においては、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分（許可又は不許可）があるまでは、従前の許可が有効となります。【法第3条第4項】



II. 許可の要件について

1. 「許可要件」「欠格要件」とは

建設業の許可を受けるためには、5つの「**許可要件**」を満たすこと及び「**欠格要件**」に該当しないことが必要です。【法第7条・第8条】

許可要件

- ①常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること
- ②営業所ごとに「**専任技術者**」を配置していること。
- ③暴力団関係企業等、請負契約に関して**不正または不誠実な行為をするおそれ**が明らかでないこと。
- ④請負契約を履行するに足りる**財産的基礎**又は**金銭的信用**を有していること。
- ⑤適切な**社会保険に加入**していること。

欠格要件

- ⑤-1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合。
- ⑤-2 法第8条各号のいずれかに該当する場合。

II. 許可の要件について

2. 常勤役員等

建設業者の事業の持続可能性の観点から、経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有することが必要です。【法第7条第1号】

●「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいいます。

- ・業務を執行する社員・・・持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）の業務を執行する社員
- ・取締役・・・株式会社の取締役
- ・執行役・・・指名委員会等設置会社の執行役
- ・これらに準ずる者・・・法人格のある各種組合等の理事等
　　業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとす
　　る建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役か
　　ら具体的な権限委譲を受けた執行役員等

●「経営業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験をいい、具体的には、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等の地位にあって経営業務を総合的に執行した経験をいいます。

一定の経験とは以下のとおりです。（令和2年10月1日から適用）

経験の内容	経営業務の管理責任者としての経験	【経営業務の管理責任者に準ずる地位】 (★) 執行役員等としての経験(a)	【経営業務の管理責任者に準ずる地位】 (★) 経営業務を補佐した経験(b)
経験期間の地位等	業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等 (営業取引上対外的に責任を有する地位)	経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経営業務を総合的に管理した経験	業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位
必要年数	5年	6年	
根拠法令等	規則第7条第1号イ(1) 告示(S47.3.8第351号) 第1号イ	規則第7条第1号イ(2) 告示(S47.3.8第351号) 第1号ロ	

〈経営業務の管理責任者の要件を満たす経験内容の例〉

土木工事業を申請する場合 ①土木工事業に関して5年以上の役員の経験がある。(規則第7条第1号イ(1))
②管工事業に関して5年以上の営業所長の経験がある。(規則第7条第1号イ(1))
③管工事業に関して3年以上の執行役員経験+電気工事業に関して2年以上の役員経験、計5年以上の経験がある。(規則第7条第1号イ(2)該当)

以下の体制(●+①または②)であることを確認することにより、経営の適正性を建設業者の体制により担保し、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして、国土交通省令で定める基準に適合する者であることとすることができます(規則第7条第1号ロ)。

●当該建設業者における5年以上の財務管理、労務管理及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くこと

+

- ①建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
- ②建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等としての経験を有する者

※詳しい内容については「建設業許可事務ガイドラインについて」を参照下さい。また、申請を予定する場合は、個別相談になりますので、十分な期間をもって事前に中部地方整備局 建設部 建設産業課 建設業係までご相談下さい。

3. 専任技術者（1／2）

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する国家資格や実務経験を有する**技術者を専任で配置**することが必要です。【法第7条第2号】

「専任」とは・・・

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- 技術者の住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である者
- 他の営業所において専任を要する職務を行っている者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業許可を受けた営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合を除く）

など

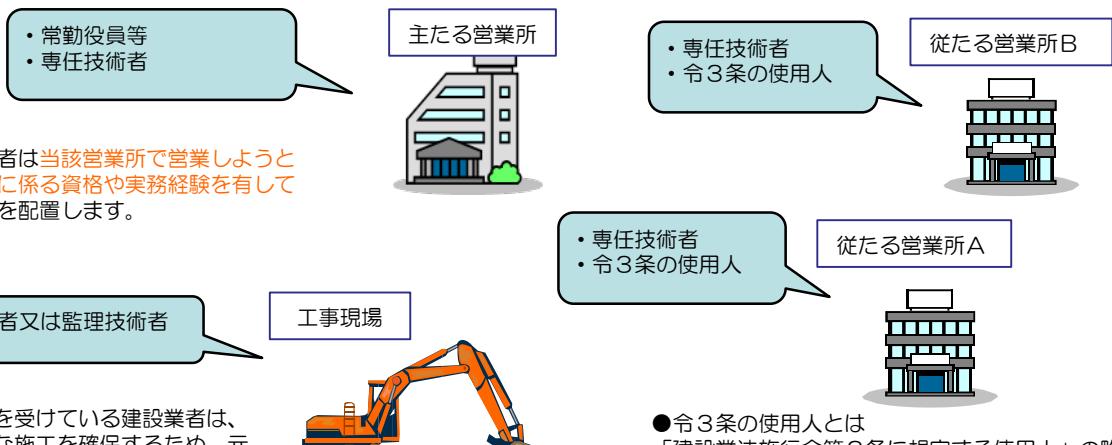
注意

「営業所における専任技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることができません。

例外として営業所の専任技術者が工事現場の主任技術者等を兼ねるためには、次の4つの要件すべてを満たす必要があります。

- ①当該営業所で契約締結した建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら、実質的に当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること。
- ③当該営業所と常時連絡をとり得る体制にあること。
- ④当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事《公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上》でないこと。

営業所・現場に配置すべき技術者等の配置関係



●令3条の使用人とは
「建設業法施行令第3条に規定する使用人」の略。
建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、
一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人
及び支店又は営業所（主たる営業所を除く）の代表者
が該当します。

II. 許可の要件について

3. 専任技術者（2／2）

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

一般建設業の専任技術者となり得る技術資格要件 (①～③のいずれか)	特定建設業の専任技術者となり得る技術資格要件 (①～③のいずれか)
①一定の国家資格等【注1】を有する者	①一定の国家資格等【注1】を有する者
②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記のいずれかの実務経験【注2】を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・大学卒業後 3年以上 ・高等専門学校卒業後 3年以上 ・専門学校卒業後 (高度専門士、専門士) 3年以上 ・専門学校卒業後(上記以外) 5年以上 ・高等学校等卒業後 5年以上 ・上記以外の学歴の場合 10年以上 ・複数業種について一定期間以上の実務経験を有する者 【注4】 	②一般建設業の専任技術者となり得る要件(①～③のいずれか)を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注6】であるものについて2年以上の指導監督的な実務の経験【注7】を有する者ただし、指定建設業【注8】は除きます。
③その他 <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 	③その他 <ul style="list-style-type: none"> ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注5】を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者 ・指定建設業【注8】に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者【注9】

〔注1〕 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（別紙②P23～28）

〔注2〕 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《許可事務ガイドラインについて》

〔注3〕 指定学科一覧（別紙③P29）

〔注4〕 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧（別紙④P29）

〔注5〕 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省 土地・建設産業局 建設業課（代表：03-5253-8111）にお問い合わせ下さい。

〔注6〕 以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。

- ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験

〔注7〕 指導監督的な実務の経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《建設業許可事務ガイドラインについて 参照》

〔注8〕 指定建設業とは以下のとおり

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業／計7業種

〔注9〕 この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受けることはできません。

II. 許可の要件について

4. 誠実性

許可を受けようとする者が法人である場合においては、**当該法人・役員等（非常勤含む）・施行令第3条に規定する使用人が**、個人である場合においては**本人・支配人・施行令第3条に規定する使用人が**、**請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。**【法第7条第3号】

【不正な行為】とは

請負契約の締結又は履行に際して、法律に違反する行為。
・・・たとえば詐欺、脅迫、横領、文書偽造を行うこと。

【不誠実な行為】とは

請負契約に違反する行為。
・・・たとえば工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について契約違反の行為を行うこと。

誠実性を満たさない者の例

- 建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者
- 暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者 など

5. 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の**財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。**既存の企業にあっては直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。【法第7条第4項】

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
<p>次のいずれかに該当すること</p> <p>①自己資本の額が500万円以上であること ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること</p>	<p>次のすべてに該当すること</p> <p>①欠損の額が資本金の20%を超えていないこと ②流動比率が75%以上であること ③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること</p>

● 「自己資本」とは

- 法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- 個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

● 「500万円以上の資金を調達する能力」とは

- 担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力をいいます。具体的には、取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等により確認します。

● 「欠損の額」とは

- 法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいいます。
- 個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に、計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

● 「流動比率」とは

- 流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。

● 「資本金」とは

- 法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- 個人にあっては期首資本金をいいます。

【補足事項】

財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものなので、許可を受けた後にこの基準に適合しないことになってしまって直ちに許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

II. 許可の要件について

6. 欠格要件

許可を受けようとする者が以下の①又は②に該当する場合は、許可を受けることができません。【法第8条】

①許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合

②建設業者として適正を期待し得ないと考えられる、以下のいずれかの事項に該当するもの
(役員等、支配人又は営業所の長に該当者がある場合を含む)

- ・成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ・不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
- ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・建設業法、又は一定の法令の規定(※)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ・暴力団員等又は、暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
- ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法人である場合においては、その役員)が上記のいずれかに該当する者
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

※一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の規定(同法第31条の7項の規定を除く)に違反したものに係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・「刑法(明治40年法律第45号)」第204条、第206条、第208条、第208条ノ3、第222条又は第247条
- ・「暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)」
- ・「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- ・「都市計画法(昭和43年法律第100号)」第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・「景観法(平成16年法律第110号)」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100条
- ・「労働基準法(昭和22年法律第49号)」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号 以下「労働者派遣法」という)」第44条第1項(「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)」第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・「職業安定法(昭和22年法律第141号)」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

7. 適切な社会保険に加入していること

建設業の働き方改革の推進、現場の待遇改善の観点から、社会保険に加入していない場合は許可を受けることができません。【規則第7条第2号】

下請の建設企業も含め社会保険加入を徹底するため、社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可要件を満たさない仕組みとし、不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進するためのものです。

確認資料については、P11をご覧ください。

<参考>

- ・建設業における社会保険加入対策について

リンク：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

- ・社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

リンク：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html

III. 許可申請の手続きについて

1. 「申請区分」と「手数料」

申請区分及び手数料は以下のとおりです。

【登録免許税…登録免許税法 別表第1、許可手数料…建設業施行令第4条】

申請区分	申請内容	登録免許税及び許可手数料の額	
		一般建設業のみ申請 または 特定建設業のみ申請	一般建設業と 特定建設業を 同時に申請
1. 新規	現在有効な許可をどの行政庁からも受けていない場合。	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
2. 許可換え新規	都道府県知事許可から国土交通大臣許可へ換える場合	15万円の登録免許税	30万円の登録免許税
3. 般・特新規	・一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合 または ・特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合	15万円の登録免許税	
4. 業種追加	・一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合 または ・特定建設業の許可を受けている者が他の特定建設業の許可を申請する場合	5万円の収入印紙	10万円の収入印紙
5. 更新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	5万円の収入印紙	10万円の収入印紙
6. 般・特新規+業種追加	「般・特新規」と「業種追加」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 + 5万円の収入印紙
7. 般・特新規+更新	「般・特新規」と「更新」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 + 5万円の収入印紙
8. 業種追加+更新	「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合	10万円の収入印紙	15万円の収入印紙 または 20万円の収入印紙
9. 般・特新規+業種追加+更新	「般・特新規」と「業種追加」と「更新」を同時に申請する場合		15万円の登録免許税 + 10万円の収入印紙

登録免許税

【登録免許税の納入先】

「名古屋中税務署」

住所 : 〒460-8522

名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎

電話 : 052-962-3131

【納入方法】

直接名古屋中税務署に直接納入いただくか、もしくは日本銀行、日本銀行歳入代理店、ゆうちょ銀行から名古屋中税務署あてに納入して下さい。

【提出方法】

許可申請書の別紙3の所定欄に領収書（原本）を貼り付けて申請して下さい。

収入印紙

【提出方法】

収入印紙を購入のうえ、許可申請書の別紙3の所定欄に貼り付けて申請して下さい。（消印はしないで下さい。）

III. 許可申請の手続きについて

2. 許可申請書類等①（法定書類）

建設業許可申請に必要となる書類は「**法定書類**」と「**確認資料**」の2つがあります。
各申請区分に必要となる「**法定書類**」は以下の通りです。

提出時期	申請区分	隨時				30日前	隨時	6ヶ月前まで		
		①新規	②許可換え新規	③般特新規	④業種追加	⑤更新	⑥般特新規+業種追加	⑦般特新規+更新	⑧業種追加+更新	⑨般特新規+業追+更新
【凡例】										
	○…必須提出書類									
	△…省略可									
	※…変更がない場合には省略可									
	□…一般のみが特定を申請するとき以外は省略可									
	◇…更新業種のものについては省略可									
提出書類										
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙1 役員等一覧表 <注1>	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙2 (1) 営業所一覧表（新規許可等）	○	○	○		○	○	○	○	○
	別紙2 (2) 営業所一覧表（更新）				○			○	○	○
	別紙3 収入印紙、又は登録免許税領収証書はり付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	別紙4 専任技術者一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2号	工事経歴書	○	○	○		○		○	◊	
第3号	直前3年工事施工金額	○	○	○		○		○	○	○
第4号	使用人数	○	○	○		○		○	○	○
第6号	誓約書	○	○	○		○		○	○	○
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者）証明書	○	○	○		○		○	○	○
	別紙 常勤役員等の略歴書	○	○	○		○		○	○	○
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○		○		○	○	○
	登記されていないことの証明書	○	○	○		○		○	○	○
	身分証明書	○	○	○		○		○	○	○
第8号	専技証明書（新規・変更）	○	○	○		○		○	○	○
	技術検定合格証明書等の資格証明書（写）※1	○	○	○		○		○	◊	
	卒業証明書（写）※1	○	○	○		○		○	◊	
	監理技術者資格者証（写）	○	○	○		○		○	◊	
第9号	実務経験証明書※1	○	○	○		○		○	◊	
第10号	指導監督の実務経験証明書※1	○	○	○		○		○	◊	
第11号	令3一覧表	○	○	○		○		○	○	○
第12号	役員等の住所、生年月日の調書 <注4>	○	○	○		○		○	○	○
第13号	令3使用人の住所、生年月日の調書 <注5>	○	○	○		○		○	○	○
	定款	○	○	※		※		※	※	※
第14号	株主（出資者）調書	○	○			※			※	
第15号	貸借対照表（法人）	○	○							
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書（法人）	○	○							
第17号	株主資本等変動計算書	○	○							
第17号の2	注記表	○	○							
第17号の3	附属明細表 <注6>	○	○							
第20号	商業登記簿謄本	○	○	※		※		※	※	※
第20号の2	営業の沿革	○	○	※		○		※	○	
	所属建設業者団体	○	○			※			※	
第20号の3	納稅証明書（法人税その1）	○	○							
	主要取引金融機関名	○	○			※			※	

〈注1〉「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問（非常勤を含む）、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を含む。

役員等一覧表（別紙1）に記載する株主等について、株主（出資者）調書（様式第14号）との整合をとること。

〈注2〉 相談役及び顧問、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要。

〈注3〉 一部の営業所のみの業種追加申請等であっても、〈注2〉で提出不要な者を除く役員・令3条使用人全員分の「登記されていないことの証明書」「身分証明書」の提出が必要。

〈注4〉 経管者は作成しない。相談役及び顧問については、賞罰欄への記載並びに署名及び押印は不要とする。

〈注5〉 役員等が令3使用人を兼ねている場合は省略可。

〈注6〉 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

① 資本金の額が1億円超であるもの

② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

III. 許可申請の手続きについて

3. 許可申請書類等②（確認資料）

建設業許可申請や変更届を提出する際に必要となります。提出が必要な書類については、次ページの確認資料の早見表をご確認ください。
(以下の資料は中部地方整備局に申請する場合のみに対応しています。)

	提出書類 (すべて写し可)	備考
法人番号	<p>法人番号が確認できる書類（以下のいずれかを提出）</p> <p>(1) 法人番号指定書（写）</p> <p>(2) 国税庁法人番号公表サイトで確認した法人情報（企業名、住所、法人番号等が表示されたもの） ※プリントアウトしたものを提出</p>	
（主たる営業所も含む）	<p>営業所の写真（以下（1）～（5）のすべて提出 (デジタルカメラでの撮影可。鮮明なもの。撮影年月日が入っているもの)</p> <p>(1) 営業所の外観（建物の全景がわかるもの）</p> <p>(2) 営業所の名称が確認できる入口付近を写したもの</p> <p>(3) 営業所の内部（主な執務室の状況がわかるもの）</p> <p>(4) エレベータホール等にある案内板（営業所がビル内に所在する場合のみ提出）</p> <p>(5) 建設業法第40条に規定する標識の写真（新規、許可換え新規で標識を掲げていない場合は不要）</p> <p>※写真を印刷した用紙に建物の権利関係（例：所有、賃貸借等）の記載が必要です</p>	<p>※当該申請により初めて営業所や専任技術者を登録する場合において、業種を追加する営業所及び追加される業種を担当する技術者について必要です。</p> <p>※変更届出の場合は、変更のあった営業所の資料のみ必要です。</p> <p>※営業所の「新設」に係る変更届での場合にも、建設業法第40条に規定する表記の写真の提出が必要です。</p> <p>※店舗・営業所として使用できる物件であることが不明な場合、別途確認させていただくことがあります。</p>
常勤役員等（経営業務の管理責任者）	<p>健康保険被保険者証（被保険者記号・番号部分にマスキングを施してご提出をお願いいたします）</p> <p>※事業所名の記載がない場合、健康保険被保険者証に加え、申請または届出の受付日直近の「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」又は健康保険組合から資格証明書も併せて必要になります。</p> <p>※出向者の場合は出向協定書の提出も必要です</p> <p>※後期高齢者の場合、例えば後期高齢者医療被保険者証及び住民税特別徴収額決定通知書の提出が必要です。</p> <p>過去の経験が確認できる書類（以下（1）、（2）どちらも提出）</p> <p>(1) 経験期間の地位を証明するもの（5年分）</p> <p>①法人の役員としての経験を証明する場合・・・履歴事項全部証明書、閉鎖登記謄本</p> <p>②令3条に規定する使用者としての経験を証明する場合・・・変更届出書（着任時、退任時のもの）</p> <p>(2) 経験業種を証明するもの（（1）の期間分）</p> <p>①法人の役員としての経験を証明する場合・・・建設業許可通知書</p> <p>②令3条に規定する使用者としての経験を証明する場合・・・当該営業所が営業していた業種が確認できる変更届出書や許可申請書（様式第1号、別紙2）</p> <p>③許可のない期間の軽微な工事での経験・・・工事請負契約書又は注文書・注文請書</p>	<p>常勤性</p> <p>※新規、許可換え新規の場合に提出が必要です。 業種追加や変更届出により申請行政庁に対して初めて申請する経営業務の管理責任者についても必要です（一度削除された方も含みます）。</p>
専任技術者	<p>健康保険被保険者証（被保険者記号・番号部分にマスキングを施してご提出をお願いいたします）</p> <p>※事業所名の記載がない場合、健康保険被保険者証に加え、申請または届出の受付日直近の「健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書」又は健康保険組合から資格証明書も併せて必要になります。</p> <p>※出向者の場合は出向協定書の提出も必要です</p> <p>※後期高齢者の場合、例えば後期高齢者医療被保険者証及び住民税特別徴収額決定通知書の提出が必要です。</p> <p>実務経験を証明する書類</p> <p>(1) 証明者が許可を有している期間は、記載した業種に係る経験経験期間分の建設業許可通知書</p> <p>(2) 証明者が許可を有していない期間は、経験期間分の工事請負契約書又は注文書・注文請書</p> <p>指導監督的実務経験を証明する書類</p> <p>指導監督的実務経験証明書に記載した工事の工事請負契約書又は注文書・注文請書</p> <p>※実務経験、指導監督的実務経験を問わず、経験期間に経験を積んだ会社に在籍したことが確認できる資料として、健康保険被保険者証の資格取得年月日で確認できない場合には厚生年金被保険者照会記録回答票の提出が必要です。</p>	<p>常勤性</p> <p>※当該申請により初めて営業所や専任技術者を登録する場合において、業種を追加する営業所及び追加される業種を担当する技術者について必要です。</p> <p>※実務経験証明書及び指導監督的実務経験証明書を提出する場合のみ必要です。</p>
社会保険等の加入状況	<p>社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入が確認できる書類（以下の（1）、（2）のいずれかを提出）</p> <p>(1) 健康保険料及び厚生年金保険料の納入に係る領収証書</p> <p>(2) 社会保険料納入証明書</p> <p>雇用保険の加入が確認できる書類（以下の（1）、（2）のどちらも提出）</p> <p>(1) 労働保険料 概算・確定保険料申告書</p> <p>(2) (1)により申告した保険料の納入に係る領収済通知書</p>	

III. 許可申請の手続きについて

3. 許可申請書類等②（確認資料の早見表）

申請（届出）内容	確認事項	法人番号	営業所	常勤役員等 (経営業務の管理責任者)		専任技術者		社会保険等 の 加入状況
				常勤性	経験	常勤性	経験	
許可申請	新規	○	○	○	○	○	○	○
	許可換え新規	○	○	○	○	○	○	○
	般・特新規	○	△	○	○	△	△	○
	業種追加	○	△	○	○	△	△	○
	更新	○		○		○		○
変更届	営業所新設			○		○	○	
	営業所所在地変更			○		◆	◆	
	常勤役員等 (経営業務の管理責任者) 追加・変更			○	○			
	専任技術者追加					○	○	

○ …提出必要

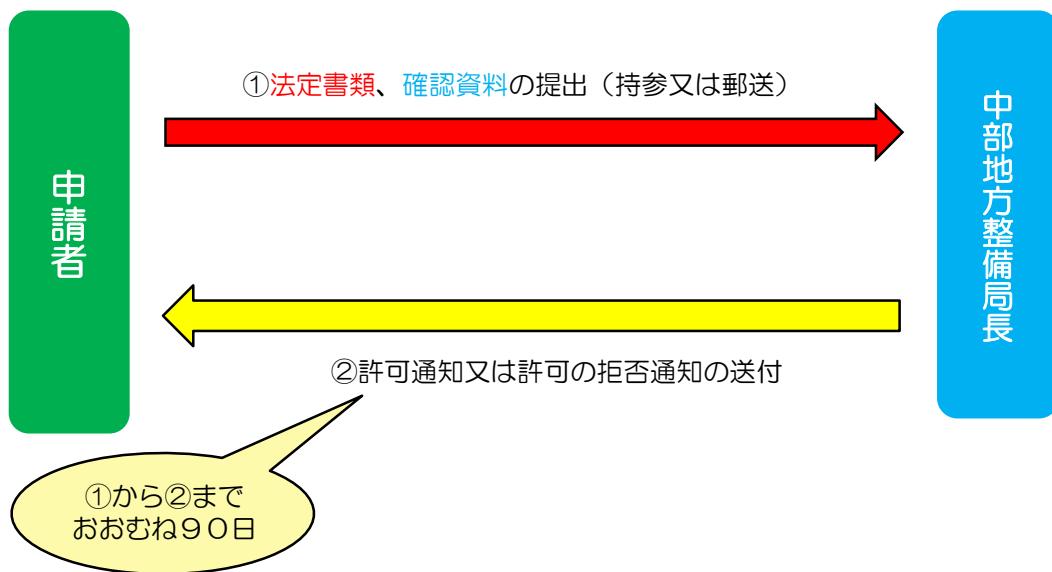
△ …当該申請により初めて営業所や専任技術者を登録する場合において、業種を追加する営業所
及び追加される業種を担当する技術者について必要

◆ …営業所の移転に伴って専任技術者に変更があった場合には必要

Ⅲ. 許可申請の手続きについて

4. 「申請の方法」と「標準処理期間」

中部地方整備局に提出いただきますと、中部地方整備局で申請内容の審査を行います。その結果、許可基準を満たしていると判断された場合には許可通知が、許可基準を満たさないと判断された場合には許可の拒否通知が中部地方整備局長から申請者に対して送付されます。許可通知を送付する前に、中部地方整備局より別途、申請内容に対して照会が行われることがあります。申請から許可等の処分がなされるまでに要する期間はおおむね90日程度となっています。



5. 申請書類等の「提出部数」と「提出先」

必要部数は下記のとおりです。

	法定書類の部数	確認資料の部数
正本	1 部 ・・・ 中部地方整備局分	1部 ・・・ 中部地方整備局分
副本	1 部 ・・・ 申請者控え (正本の写で可)	

必要部数を作成し、中部地方整備局に提出して下さい。受付後副本を返却いたします。

郵送にてご提出の場合は、受付印を押印した副本を返送するための返信用封筒（切手を貼り、宛先を記入したもの）の同封をお願いいたします。

申請書等は、クリップ又は綴じ紐で綴じて下さい。（袋とじ不可）

IV. 変更等の届出について

1. 届出が必要となる場合と提出書類等①

届出事項に係る提出書類等は以下のとおりです。

届出が必要となる場合	書類の名称	様式番号	届出等の提出期限
企業の基本情報			
商号、名称を変更したとき	●変更届出書（第1面） ●商標登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	第22号の2 第22号の2	30日以内 30日以内
資本金を変更したとき	●変更届出書（第1面） ●商標登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ●株主（出資者）調書	第14号	30日以内
営業所に関する事項			
営業所を新設したとき	●変更届出書（第1面、第2面）※専任技術者の変更についても変更届出書第1面に記載します（以下、同様です）。 ☆誓約書 △商業登記簿謄本 ●専任技術者証明書（新規・変更） ●専任技術者の資格に関する証明書の【写し】（合格証明書等） ●建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ●建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ☆登記されていないことの証明書…令3条に規定する使用人 ☆身分証明書…令3条に規定する使用人 確認資料・・・「申請書類等②（確認資料）P11参照 ●「営業所」 ●「専任技術者」	第22号の2 第6号 第8号 第11号 第13号	30日以内
営業所の名称を変更したとき	●変更届出書（第1面、第2面） ※第2面は旧名称を「従たる営業所の廃止」、新名称を「従たる営業所の新設」でそれぞれ作成します △商標登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	第22号の2	30日以内
営業所の所在地を変更したとき	●変更届出書（第1面、第2面） ※主たる営業所の場合は第1面のみ提出します △商標登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 確認資料・・・「申請書類等②（確認資料）P11参照 ●「営業所」	第22号の2	30日以内
営業所における営業業種を変更したとき	●変更届出書（第1面、第2面） ※専任技術者の追加・変更・削除も必要です	第22号の2	30日以内
営業所を廃止したとき	●変更届出書（第1面、第2面） △商標登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※専任技術者及び令3条に規定する使用人の削除も必要です	第22号の2	30日以内
役員等に関する事項			
代表者を変更したとき	●変更届出書（第1面） ●役員等の一覧表 ☆誓約書 △商標登記簿謄本（履歴事項全部証明書） △役員等の住所、生年月日の調書	第22号の2 別紙一 第6号 第12号	30日以内
役員等が就任したとき	●変更届出書（第1面） ●役員等の一覧表 ●役員等の住所、生年月日等に関する調書 ●商標登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ☆誓約書 △商標登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ☆登記されていないことの証明書 ☆身分証明書 △株主（出資者）調書 ※総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更がある場合に提出	第22号の2 別紙一 第12号 第6号 第14号	30日以内
役員等が退任したとき	●変更届出書（第1面） ●役員等の一覧表 ●商標登記簿謄本（履歴事項全部証明書） △株主（出資者）調書 ※総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更がある場合に提出	第22号の2 別紙一 第14号	30日以内
役員等に関する変更（常勤・非常勤）	●変更届出書（第1面） ●役員等の一覧表	第22号の2 別紙一	30日以内

●・・・必須提出書類

△・・・記載事項に変更がない場合は省略可

☆・・・既に「役員等」、「令3条に規定する使用人」として届出している者については省略可

※確認資料については、当該変更に関係する資料のみを提出

IV. 変更等の届出について

1. 届出が必要となる場合と提出書類等②

届出事項に係る提出書類等は以下のとおりです。

届出が必要となる場合	書類の名称	様式番号	届出等の提出期限
常勤役員等（経営業務の管理責任者）に関する事項			
常勤役員等（経営業務の管理責任者）の変更	●変更届出書（第1面） ●常勤役員等（経営業務の管理責任者）証明書 ●常勤役員等の略歴書 確認資料・・・「申請書等②（確認資料）P11参照 ●「常勤役員等（経営業務の管理責任者）」	第22号の2 第7号 別紙	2週間以内
常勤役員等（経営業務の管理責任者）の氏名の変更	●変更届出書（第1面） ●常勤役員等（経営業務の管理責任者）証明書 ●常勤役員等の略歴書 ●戸籍抄本又は住民票抄本（変更前後の氏名が確認できるもの）	第22号の2 第7号 別紙	2週間以内
営業所の専任技術者に関する事項			
専任技術者の追加 【第8号様式 項番61 区分3】	●変更届出書（第1面） ●専任技術者証明書（新規・変更） ●専任技術者の資格に関する書面【写】（合格証明書等） 確認資料・・・「申請書類等②（確認資料）P11参照 ●「専任技術者」	第22号の2 第8号	2週間以内
専任技術者の交代に伴う削除 【第8号様式 項番61 区分4】	●変更届出書（第1面） ●専任技術者証明書（新規・変更）	第22号の2 第8号	2週間以内
専任技術者の担当業種や資格の変更 【第8号様式 項番61 区分2】	●変更届出書（第1面） ●専任技術者証明書（新規・変更） ●専任技術者の資格に関する書面【写】（合格証明書等）	第22号の2 第8号	2週間以内
専任技術者の所属営業所のみの変更 【第8号様式 項番61 区分5】	●変更届出書（第1面） ●専任技術者証明書（新規・変更）	第22号の2 第8号	2週間以内
専任技術者の氏名の変更	●変更届出書（第1面） ●専任技術者証明書（新規・変更） ●戸籍抄本又は住民票抄本（変更前後の氏名が確認できるもの）	第22号の2 第8号	2週間以内
専任技術者の要件を満たす者が欠けたとき (専任技術者の削除)	●変更届出書（第1面、第2面） ●届出書 ※「営業所の業種変更」、「営業所の廃止」、「一部廃業」等の届出が必要となります	第22号の2 第22号の3	2週間以内
社会保険の加入状況に関する事項			
従業員数を除く記載内容に変更があったとき	●健康保険等の加入状況 ※変更内容を証する書面の提出も必要となります	第7号の3	2週間以内
令3条に規定する使用人に関する事項			
令3条に規定する使用人の就任	●変更届出書（第1面） ●令3条に規定する使用人の一覧表 ●令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ☆誓約書 ☆登記されていないことの証明書 ☆身分証明書	第22号の2 第11号 第13号 第6号	2週間以内
令3条に規定する使用人の退任	●変更届出書（第1面） ●令3条に規定する使用人の一覧表	第22号の2 第11号	2週間以内
廃業したとき			
全部廃業	●廃業届	第22号の4	30日以内
一部廃業	●廃業届 ●変更届出書（第1面、第2面） ※営業所の営業業種、専任技術者の変更削除等が同時に必要となります	第22号の4 第22号の2	30日以内
その他			
欠格要件に該当したとき	●届出書	第22号の3	2週間以内

●・・・必須提出書類

△・・・記載事項に変更がない場合は省略可

☆・・・既に「役員等」、「令3条に規定する使用人」として届出している者については省略可

※確認資料については、当該変更に関係する資料のみを提出

IV. 変更等の届出について

1. 届出が必要となる場合と提出書類等③

届出事項に係る提出書類等は以下のとおりです。下記の届出は毎年提出が必要となります。

届出が必要となる場合	書類の名称	届出等の提出期限
事業年度が終了したとき	●届出書面 ●工事経歴書 ●直前3年の各事業年度における工事施工金額 ●貸借対照表 ●損益計算書 完成工事原価報告書 ●株主資本等変動計算書 ●注記表 ●附属明細表(※) ●事業報告書 ●納税証明書(法人税その1)	ガイドライン別紙8 第2号 第3号 第15号 第16号 第17号 第17号の2 第17号の3
従業員数に変更があったとき	●健康保険等の加入状況	第7号の2
使用人件数に変更があったとき	●使用人件数	第4号
定款を変更したとき	●定款	

●・・・必須提出書類

△・・・記載事項に変更がない場合は省略可

※特例有限会社を除く株式会社のうち、次の①②のいずれかに該当する場合に作成します。「金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書」の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって付属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの。

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの。

2. 届出の方法

変更等の届出は、許可申請の方法と同じく、中部地方整備局に提出します。書類の審査は中部地方整備局で行いますが、届出に対する通知等はございません。



3. 届出書等の「提出部数」と「提出先」

提出部数、提出先は許可申請と同じです。

(Ⅲ-5申請書類等の「提出部数」と「提出先」 P13参照。)

V. その他

1. 許可証明書の交付について

●国土交通大臣の許可を受けている建設業者の中、中部4県（岐阜、静岡、愛知、三重）に主たる営業所がある建設業者に限り、中部地方整備局にて許可証明書の交付を行っています。

●この証明書は、更新の申請後、従前の許可有効期間を経過してもなお同申請に係る許可の処分がなされず、その間建設工事の発注者や契約相手方に許可の状況を証明する場合などに利用していただくものです。

【1】申請方法

申請書類を中部地方整備局に直接持参されるか、郵送して下さい。

申請は現在保有する建設業許可の更新申請日から、更新された建設業許可が出る日まで受け付けています。

【2】申請書類

申請に必要な書類等は以下のとおりです。手数料は無料です。

①許可証明願い（様式は中部地方整備局ホームページより取得できます）

②返信用封筒（切手を貼り、宛先を記入したもの）

※中部地方整備局の窓口で受け取りを希望される場合は不要です。その場合はその旨と連絡先を記載した書面を添付して下さい。

③許可証明書の申請の直前に、更新申請や代表者名又は主たる営業所所在地の変更届を提出している場合には、上記①②に加え、受付印のある更新申請書の表紙（様式第一号）及び変更届出書の第一面の写しを同封願います。

【3】その他

- ・発行部数は1部のみとなります。
- ・発行までは1週間程度お時間をいただきます。
- ・営業所ごとの業種については証明しておりません。

【4】提出先／お問い合わせ

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 7階

国土交通省中部地方整備局建設部建設産業課 建設業係

TEL：052-953-8572

2. 参考法令・通達等

参考法令・通達は以下のとおりです。

○建設業法 昭和24年5月24日 法律第100号
(最終改正：令和元年9月14日)

○建設業法施行令 昭和31年8月29日 政令第273号
(最終改正：令和2年6月19日)

○建設業法施行規則 昭和24年7月28日 建設省令第14号
(最終改正：令和2年8月31日)

○建設業許可事務ガイドラインについて 平成13年4月3日 国総建第97号
(最終改正：令和2年9月30日)

3. 申請書類等の閲覧

国土交通大臣の許可を受けている建設業者のうち、中部4県（岐阜、静岡、愛知、三重）に主たる営業所がある建設業者に関する申請書類等については、中部地方整備局で閲覧することができます。

【1】閲覧場所

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 7階
国土交通省 中部地方整備局 建政部 建設産業課

【2】閲覧時間

平日（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）

閲覧時間 9:30～12:00
13:00～16:30

【3】閲覧手続き

建設産業課の閲覧所の「閲覧申込書兼閲覧簿」に必要事項（申請者氏名、閲覧を希望する業者名、許可番号等）を記入のうえ、窓口に提出して下さい。手数料は無料です。

【4】インターネットを利用した閲覧

国土交通大臣許可業者の業者情報に関してはインターネットからの閲覧が可能です。（一部の情報に限ります。）<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetulnit.do>

検索エンジンで

建設業者・宅建業者等企業情報検索システム

検索

4. 個人情報の取扱いについて

〈建設業許可申請に係る個人情報の利用目的等〉

国土交通大臣が、建設業法第3条の規定に基づき提出される建設業の許可の申請書（同法第6条に基づく許可申請書の添付書類及び第11条（第17条で準用するものを含む。）に基づく変更等の届出書を含む。以下「許可申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

1. 許可申請の審査事務（国土交通大臣及び都道府県知事が行う許可審査事務において相互に利用する場合を含みます。）
2. 建設業の許可を受けた者に対する指導監督等の事務
3. 許可申請書等の閲覧
4. 建設業法第27条の23第1項に規定する建設工事の発注者が行う建設工事の発注業務について必要となる情報の提供（公共工事発注支援データベースシステムにより提供するものを含みます。）
5. 行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項に規定による次の利用又は提供
 - ①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
 - ②国土交通大臣が法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ③他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で利用するとき
 - ④専ら統計の作成又は学術研究の目的のための提供するとき
 - ⑤本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ⑥その他提供することについて特別の理由があるときの提供

別紙① 建設業法による建設工事の業種区分一覧表

1 / 4

建設工事の種類		業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
	法律別表第一（上欄）	法律別表第一（下欄）	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月20日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）		<p>①「フレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するフレストレストコンクリート構造工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区別の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造・設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p>
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、フランク、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とき出し工事、洗い出し工事	<p>①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</p> <p>②『ラス張り工事』及び『乾式壁工事』については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</p> <p>③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</p>
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打払いを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②くい打ち工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打払い工事 ③土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、フレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮綴り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はり工事、切断穿孔工事、アンカーアー工事、あと施工アンカーアー工事、潜水工事	<p>①『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区別の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規格の大きいコンクリートブロックの据付けを行なう工事、フレキシブルコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行なう場合を含む。</p> <p>②『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立て工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区別の考え方とは、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立て工事」である。</p> <p>③『フレストレストコンクリート工事』のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するフレストレストコンクリート構造工事は『土木一式工事』に該当する。</p> <p>④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行なう工事を総称したものである。</p> <p>⑤『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</p> <p>⑥「法面保護工事」とは、法面の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</p> <p>⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</p> <p>⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区別の考え方とは、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p> <p>⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</p>
6	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方ににより工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	<p>『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区別の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規格の大きいコンクリートブロックの据付けを行なう工事、フレキシブルコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行なう場合を含む。</p>

建設工事の種類		業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表 第一(上欄)		法律別表 第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成27年11月10日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<p>①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく『屋根工事』に該当する。</p> <p>②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。</p> <p>③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p>
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<p>①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</p> <p>②「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、洗水便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事	<p>①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。</p> <p>②屎処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）により屎を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された屎を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p> <p>③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</p> <p>⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を構造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p>
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、建築工事、スレート張り工事、サイディング工事	<p>①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。</p> <p>②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。</p> <p>③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規格の大きいコンクリートブロックの据付けを行なう工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれらを行う場合を含む。</p>
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<p>①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</p> <p>②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。</p>

建設工事の種類	業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一(上欄)	法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」最終改正 平成29年11月10日 国土建第276号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」最終改正 平成29年11月10日 国土建第276号
12 鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。
13 補装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の大戸へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事	
17 塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	「下地調整工事」及び「プラスチ工事」については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるのは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』には昇降機設置工事も含まれる。 ③『給排気機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	①「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。 なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

建設工事の種類		業種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
法律別表第一(上欄)		法律別表第一(下欄)	昭和47年3月8日建設省告示第350号 最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号	平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 平成28年5月17日 国土建第99号
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を造成し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	<p>①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。</p> <p>②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を造成する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。</p> <p>③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。</p> <p>④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。</p> <p>⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行なう工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を構造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	<p>①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方とは、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を構造、設置する工事が『水道施設工事』である。</p> <p>なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方とは、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	<p>①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</p> <p>②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</p>
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	<p>①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</p> <p>②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方とは、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</p>
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（1／6）
（有資格コード一覧（一般建設業1／3））

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号口該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（2／6）
(有資格コード一覧（一般建設業2／3）)

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																																
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解				
	71 建築大工					7																												
	64 型枠施工					7	7																											
	6B 型枠施工（附則第4条該当）					7	7																					7						
	72 左官						7																											
	57 とび・とび工							7																				7						
	5B とび・とび工（附則第4条該当）								7																			7						
	73 コンクリート圧送施工								7																									
	7A コンクリート圧送施工（附則第4条該当）									7																		7						
	66 ウエルポイント施工									7																								
	6C ウエルポイント施工（附則第4条該当）										7																		7					
	74 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管										7																							
	75 給排水衛生設備配管											7																						
	76 配管（注1）・配管工											7																						
	70 建築板金「ダクト板金作業」											7	7				7																	
	77 タイル張り・タイル張り工												7																					
	78 築炉・築炉工・れんが積み												7																					
	79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工											7	7																					
	80 石工・石材施工・石積み												7																					
	81 鉄工（注2）・製罐													7																				
	82 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）													7																				
	83 工場板金														7																			
	84 板金・建築板金・板金工（注4）												7				7																	
	85 板金・板金工・打出し板金																7																	
	86 かわらぶき・スレート施工												7																					
	87 ガラス施工																7																	
	88 塗装（注6）・木工塗装・木工塗装工																	7																
	89 建築塗装・建築塗装工																	7																
	90 金属塗装・金属塗装工																	7																
	91 噴霧塗装																	7																
	67 路面標示施工																	7																
	92 施工・施工																		7															
	93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																		7															
	94 熱絶縁施工																			7														
	95 建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																												7					
	96 造園																												7					
	97 防水施工																			7														
	98 さく井																													7				
	61 地すべり防止工事	【1年】										7																	7					
	6A 地すべり防止工事（附則第4条該当）	【1年】										7																	7			7		
	40 基礎ぐい工事												7																					
	62 建築設備士	【1年】												7	7																			
	63 計装	【1年】												7	7																			
	60 解体工事																																7	

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

(注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

(注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

(注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

(注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（3／6）
(有資格コード一覧（一般建設業3／3）)

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
36	基幹技能者	登録電気工事基幹技能者							7													7									
		登録橋梁基幹技能者					7					7																			
		登録造園基幹技能者																							7						
		登録コンクリート圧送基幹技能者				7																									
		登録防水基幹技能者																	7												
		登録トンネル基幹技能者				7																									
		登録建設塗装基幹技能者																	7												
		登録左官基幹技能者			7																										
		登録機械土工基幹技能者			7																										
		登録海上起重基幹技能者																7													
		登録PC基幹技能者			7													7													
		登録鉄筋基幹技能者																7													
		登録圧接基幹技能者																7													
		登録型枠基幹技能者		7																											
		登録配管基幹技能者															7														
		登録鳶・土工基幹技能者									7																				
		登録切断穿孔基幹技能者								7																					
		登録内装仕上工事基幹技能者																								7					
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																													
		登録エクステリア基幹技能者		7	7						7																				
		登録建築板金基幹技能者									7									7											
		登録外壁仕上基幹技能者								7											7	7									
		登録ダクト基幹技能者														7															
		登録保温保冷基幹技能者																											7		
		登録グラウト基幹技能者									7																				
		登録冷凍空調基幹技能者														7															
		登録運動施設基幹技能者									7								7									7			
		登録基礎工基幹技能者									7																				
		登録タイル張り基幹技能者														7															
		登録標識・路面標示基幹技能者									7																	7			
		登録消火設備基幹技能者																												7	
		登録建築大工基幹技能者									7																				
		登録硝子工事基幹技能者																													
その他	99	その他（上記コードに該当するものを除く）	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

備考

「36」基幹技能者について（平成30年4月1日から施行）

建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、单一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関する10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時京で当該要件を満たすものし、中部地方整備局では、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行います。

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧（4／6） (有資格コード一覧（特定建設業1／3）)

- 「2」 … 法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）
 - 「3」 … 法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
 - 「5」 … 法第7条第2号口及び法第15条第2号口該当（10年以上の実務経験＋2年以上の指導監督的実務経験）
 - 「6」 … 法第15条第2号ハ該当（同号口と同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
 - 「8」 … 法第7条第2号ハ及び法第15条第2号口該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋2年以上の指導監督的実務経験）
 - 「9」 … 法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧 (5/6)
(有資格コード一覧 (特定建設業2/3))

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工			8																										
64	型枠施工			8	8																									
6B	型枠施工 (附則第4条該当)			8	8																								8	
72	左官				8																									
57	とび・とび工					8																							8	
5B	とび・とび工 (附則第4条該当)					8																							8	
73	コンクリート圧送施工					8																							8	
7A	コンクリート圧送施工 (附則第4条該当)					8																							8	
66	ウェルポイント施工					8																								
6C	ウェルポイント施工 (附則第4条該当)					8																							8	
74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管 (注1)・配管工																													
70	建築板金「ダクト板金作業」														8			8												
77	タイル張り・タイル張り工														8															
78	築炉・築炉工・れんが積み														8															
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工														8	8														
80	石工・石材施工・石積み														8															
81	鉄工 (注2)・製罐																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工 (注3)																8													
83	工場板金																	8												
84	板金・建築板金・板金工 (注4)															8		8												
85	板金・板金工・打出し板金																	8												
86	かわらぶき・スレート施工															8														
87	ガラス施工																		8											
88	塗装 (注6)・木工塗装・木工塗装工																			8										
89	建築塗装・建築塗装工																			8										
90	金属塗装・金属塗装工																			8										
91	噴霧塗装																			8										
67	路面標示施工																			8										
92	畳製作・畳工																			8										
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表工具																			8										
94	熱絶縁施工																				8									
95	建具製作・建具工・木工 (注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																												8	
96	造園																													
97	防水施工																				8									
98	さく井																												8	
61	地すべり防止工事	[1年]														8													8	
6A	地すべり防止工事 (附則第4条該当)	[1年]														8													8	
40	基礎ぐい工事															8														
62	建築設備士	[1年]																												
63	計装	[1年]																												
60	解体工事																													8

* 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。
ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考

・資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号(実務経験証明書)が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするもの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別紙② 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧 (4/6)
(有資格コード一覧 (特定建設業3/3))

 特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
36	基幹技能者	登録電気工事基幹技能者																												
		登録橋梁基幹技能者																												
		登録造園基幹技能者																												
		登録コンクリート圧送基幹技能者																												
		登録防水基幹技能者																												
		登録トンネル基幹技能者																												
		登録建設塗装基幹技能者																												
		登録左官基幹技能者																												
		登録機械土工基幹技能者																												
		登録海上起重基幹技能者																												
		登録PC基幹技能者																												
		登録鉄筋基幹技能者																												
		登録圧接基幹技能者																												
		登録型枠基幹技能者																												
		登録配管基幹技能者																												
		登録鳶・土工基幹技能者																												
		登録切断穿孔基幹技能者																												
		登録内装仕上工事基幹技能者																												
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																												
		登録エクステリア基幹技能者																												
		登録建築板金基幹技能者																												
		登録外壁仕上基幹技能者																												
		登録ダクト基幹技能者																												
		登録保温保冷基幹技能者																												
		登録グラウト基幹技能者																												
		登録冷凍空調基幹技能者																												
		登録運動施設基幹技能者																												
		登録基礎工基幹技能者																												
		登録タイル張り基幹技能者																												
		登録標識・路面標示基幹技能者																												
		登録消火設備基幹技能者																												
		登録建築大工基幹技能者																												
		登録硝子工事基幹技能者																												
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）																												

備考

「36」基幹技能者について（平成30年4月1日から施行）

建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関する10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものし、実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが講習修了証に記載されていることで確認を行います。

別紙③ 指定学科一覧

許可を受けようとする建設業	指定学科	
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	
建築工事業 ガラス工事業	建築学又は都市工学に関する学科	
左官工事業 石工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	とび・土工工事業 屋根工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	
管工事業 清掃施設工事業	水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科	
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科	
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科	
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科	
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科	
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科	

別紙④ 一般建設業の営業所専任技術者となり得る「複数業種に係る実務経験」一覧

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し、12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
解体工事業	1. 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者